

Title	『俳諧歳時記』の成立
Sub Title	The editing of "Haikai Saijiki"
Author	神田, 正行(Kanda, Masayuki)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1996
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.71, (1996. 12) ,p.25- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00710001-0025">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00710001-0025</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 『俳諧歳時記』の成立

神田 正行

はじめに

寛政二年（一七九〇）に刊行された、曲亭馬琴の戯作第一作『廿日餘四十両／尽用而二分狂言』（豊国画・甘泉堂刊<sup>①</sup>）は、俳諧を志す「てうくわぼう馬さん」なる人物を主人公としている。この黄表紙における馬琴の筆名は「京伝門人大栄山人」であったが、自身の俳号「馬琴」を名乗らせている点からも、この「てうくわぼう馬さん」が少なからず作者自身を投影した人物であったことは間違いない。

馬琴が九歳の年（安永四年・一七七五）に没した彼の父興義（俳号可蝶）は、折に触れて句作を楽しみとしたという。また馬琴の二人の兄・興旨（俳号東岡舎羅文）と興春（俳号己克亭鶏忠）も、恐らくは父の影響を受けて俳諧に遊んだ。馬琴自身も、かなり早い時期から俳諧に対する興味を持っており、七歳の時に「鶯の初音に眠る座頭かな」なる句を詠じて、父興義にいたく褒められたという<sup>②</sup>。また、長兄の興旨（以下では呼称を俳号「羅文」に統一する）と共

に、わが国最初の方言辞書『物類称呼』を編んだ越谷吾山に入門したのは、馬琴が十六歳の頃であった。

そんな馬琴が、早世した長兄・羅文の遺志を継いで、享和三年（一八〇三）に刊行したのが『俳諧歳時記』（横本二冊 以下適宜『歳時記』と略称する）である。近代の季寄せに大きく影響した、藍亭青藍の『増補／俳諧歳時記栞草』（横本四冊・嘉永四年刊。以下適宜『栞草』と略称する）のもとになった書であるが、『栞草』の刊行以後も一定の需要が存したものらしく、その印行は近代にまで及んでいる。『俳諧歳時記』は、単に『栞草』の成立を導いた季寄せとしてだけでなく、後年読本作者として名を成すに至った馬琴が、初めて本格的な考証を世に示した書物としても、注目に値する。馬琴自身にとっては、俳諧活動のひと区切りともなったこの『俳諧歳時記』の成立過程と記述内容とを、以下本稿の考察対象とする。

## 一、雪旋・羅文・馬琴

まずは先学同様、巻頭に置かれた馬琴の自序を検討してみることとしたい。自序は三丁に及ぶが、『歳時記』編纂の経緯が語られているのは、その後半部分においてである。以下に該当箇所を引用する（ルビは取捨し、改行を施した）。

（前略）おのれ馬琴がいろね（割注・東岡舎羅文）。いときなきよりふかくこれ（引用者注・俳諧）をたしめり。そが竹馬の友風月庵もおなじすちにこゝろざしふかく。とし頃見けること聞けることの中に。はいかにもちふべき言の葉あれば。まめやかにかいしるしてみそかに一卷の書かみとなしつ。いろねこれをよみて頻に愛羨て。そのしげきをかり足ざるを補おぎなひ。俳諧四季の詞を注しものとし頃おもひおきてたりしも。君につかうまつるにいとなくそのことをしも果す。なかそらにてゆくりなう身まかりぬ。

おのれいちぐらの世わたるとまことに。なき人のこゝろざしをつぎて風月ぬしの筆にもとづき。からやまとすべて古書ふるまかにしるせること。又みづから日ころ思ひおけることをさへとり出て書あつめつゝ見るに。卷々の数もかさなりぬ。名づけて俳諧歳時記といふ。されどさえ短く思ひたらざれば。管もて大そらをうかゞふごとく。彼かのへみに足をそふるたぐひなからずやはとおもひたゆたひて。深く引かくし置けるを。そはとまれかくまれ。うひ学せん人の為にはよろしきはしだてに社こなど人のこふにまかせ。さはとてその人に投あたへけるぞ。なか／＼かゞやかう。つみえがましきわざなりける。

享和改元弥生もちの日

著作堂「印」(曲亭馬琴著作堂之印)

右引用中、羅文の竹馬の友と記される「風月庵」とは、当時の若年寄・酒井飛驒守の部屋番で、文晿・雪碇などとした吉岡定八郎のことである。雪碇は『吾仏の記』第一・羅文譜の中に列挙された羅文の「始終の友」(六十六丁表)のうちの一人で、『歳時記』にも序文を寄せている。この風月庵雪碇も、馬琴兄弟同様に越谷吾山の門下であったが、馬琴が天明七年(一七八七)に編んだ『俳諧古文庫』<sup>3)</sup>の中では、「雪中庵に遊んで好し」と記されており、おそらくは雪門にも出入りしていたものと思われる。雪碇の手になる書付けを愛で羨み、これを増補せんとさえした馬琴の兄羅文は、多忙ゆえにその志を遂げ得ぬまま、寛政十年に不帰の客となった。かくて『俳諧歳時記』の編集は、馬琴に引き継がれたのである。

羅文の死没前後の事情については、『羅文居士病中一件留』(以下適宜『一件留』と略称する)と題された記録<sup>4)</sup>が存し、その大概を知ることが出来る。同書の記載は、寛政十年七月十九日における羅文の発病に始まり、ひと月間の病苦とその死、更には葬儀の詳細や後嗣をめぐる紛糾等を経て、最後は翌年八月十四日における、羅文の娘・つたの死を記

して摺筆されている。その記述内容には疎密があり、寛政十一年の記事は概して簡略である。『吾仏の記』巻一の「羅文譜」末尾にも、「抑羅文君の病中の事は、その日記別にあり」（六十三丁裏）と記されているように、習作期の馬琴が自ら記した記録として、『吾仏の記』などと相補う資料でありながら、今日までこの記録に対して、研究はおろか紹介さえ十分に行なわれてはいない。『吾仏の記』にも羅文が病床にあった折の記事は見えるのだが、当然『一件留』の方が記述が具体的である。

この『羅文居士病中一件留』の中に、雪碓の編んだ季寄せのことが見えている。羅文の二七日に当たる八月二十五日の記事の中で、馬琴は以下のように記していた。

一 当春、雪碓筆<sup>ゴツ</sup>乗と申俳諧季寄之書を雪碓子より御かり請被成、当六月半平殿え御たのみ御うつさせ被成候處、いまたうつし相済不申内に御病死被成候に付、何とぞうつし置、御存生之御志を遂可申と半平殿へ承候處、多用に付いまたうつしか、り不申候由に付、則とり戻し、小川町孤遊子へ相たのみ、うつし貰申候。細字にて式百枚之紙員に付、来末春迄うつしとり候様にかけて合申候。  
(六十四丁裏)

羅文が生前、風月庵雪碓から『雪碓筆乗』なる「俳諧季寄の書」を借り受けて、この書の筆写を同じ戸田家の家臣・伊藤半平報故（母方の義理の叔父）に依頼していたというのである。伊藤報故は書写に手をつけていなかったため、馬琴は改めて羅文の盟友・遠山伝左衛門（俳号孤遊）に筆写を頼み、羅文の遺志をかなえようとした。<sup>(5)</sup>ここで思い返されるべきは、先に引用した『歳時記』の馬琴自序中の一節である。俳諧に用いるべき言葉をまめやかに書き記して、雪碓が編んだ一巻の書とは、まさにこの『雪碓筆乗』のことであろう。羅文はこの書をしきりに愛で羨み、自ら添削を加えようとさえ考えていた。つまり『病中一件留』に見える「御存生之御志」とは、単に『雪碓筆乗』を筆写することにと

どまらず、これを増補改訂することをも含んでいたと考え得る。羅文が『雪碇筆乗』に対する増補の筆を執ることなくして没したことは、『病中一件留』の記載によって明らかであろう。

志田義秀は「馬琴の俳諧歳時記の企図者」<sup>(6)</sup>の中で、雪碇・羅文・馬琴の三人を、『俳諧歳時記』の「企図者」と称したが、『病中一件留』の記載を考慮するとき、雪碇を原著者、羅文を増補企画者、馬琴を増補遂行者と位置付け直すことが出来るであろう。もつとも、羅文の視野に同書の出版が入っていたか否かは、不明とせざるを得ない。

それでは羅文の愛で羨んだ『雪碇筆乗』とは、一体いかなる季寄せであったのだろうか。この疑問を解明するためには、やはり『俳諧歳時記』の内容を詳細に検討してみることはじめねばなるまい。

## 二、『俳諧歳時記』と『華実年浪草』

井本農一・久富哲雄両氏による「季題解説」<sup>(7)</sup>は、「削掛挿」(『歳時記』一月・十五丁裏)、「貝寄」(二月・三十六丁裏)、「穂屋」(七月・百五十三丁表)の三項目において、『俳諧歳時記』が先行する季寄せ『華実年浪草』から引用を行っていることを指摘、他にも所々で両書の間における記載の一致を指摘している。

『華実年浪草』(以下適宜『年浪草』と略称する)は、半紙本十二卷十五冊(各月一巻、一・四・七月が二冊に分かれる)、季題を四季・月順に配列して、考証解説を施したものであり、天明三年(一七八三)、山本平左衛門以下五書肆によって刊行された。今日ではむしろ、先行する其諺の『滑稽雑談』<sup>(8)</sup>の方が著名であるが、同書は写本によってのみ行われたものであり、近世後期には『年浪草』の方が広く流布していた。編者の鶴川鹿文(名は政明。油幕菴木雁子・三餘齋などとも称す)の伝については、『年浪草』の蓼太序文等から、従五位下の官位をもって宮中に出仕していたことを

知り得るのみである。青藍の『栞草』が、庵文の『華実年浪草』に多くを拠っていることは、『年浪草』の名が『栞草』の所々で明記されていることから明らかであるが、『栞草』のもととなった『歳時記』の中には、『年浪草』の書名を見出すことは出来ない。

一般的に言つて、季寄せを新規に編もうとする場合、先行する同類の書を参照するのが、最も手間のかからない方法である。吉岡文篁が『雪旋筆乘』を編んだ時点、もしくは馬琴が同書を増補改訂する時点においても、やはり何がしかの先行季寄せが利用されたものと想像される。『歳時記』が全面的に依拠した可能性のある先行季寄せを確定しようとした場合、特に人事関連の季題における詳細な記述からすれば、『滑稽雑談』もしくは『年浪草』を措て、他には考えづらい。『歳時記』の中には、正月の「星仏」の項（二丁裏―三丁表）など、『滑稽雑談』からの引用を明記した項目が散見される他、七月の「衝突入」の項（百四十九丁裏）のように、明らかに『滑稽雑談』に拠つていながら、それと断つていない項目も存する。また、四月の「嵯峨祭」の項（七十六丁裏）などで典拠として掲げられた「雑談抄」という書名も、その記述内容から『滑稽雑談』を指していることが分かる。

ところが、これらの記事は『年浪草』からも引用することが可能なのである。右に触れた三項をはじめとして、『歳時記』に引用された『滑稽雑談』の記事は、全て『年浪草』に見出し得るものであり、「雑談抄」という呼び方も、『年浪草』の中で多用されているものであった。また『年浪草』の独自記事が、『歳時記』の中に少なからず引用されている事実や、両書の配列が大筋で一致している点からも、雪旋、もしくは馬琴が依拠した先行季寄せが『滑稽雑談』ではなくして、『華実年浪草』であったことが確認される。以下に二つほど例示してみる。

おほが、大服 この題忌べきにや。むかし松永蘭如といふ者、大ふくと作るとも何の禍かあらんとて「大福や三口にちようど

寿福祿」とせしに、その年類孫の愁にかゝりて、服を受けること三度なりとかや。是服と腹の音おなじきがゆゑの俗忌也。又村上天皇、六波羅密寺の観音の告ありて、かの仏へ供する茶を腹し玉ひ、御脳平愈ありしより、王服と称し、正月元日当寺の点茶を召さる、よし雑談抄に見えたり。

〔歳時記〕一月・五丁裏

ここでも『滑稽雑談（雑談抄）』の所説は引かれており、「又村上天皇」以下の引用部が「六波羅密寺の縁起」に基づいたものであることを、同書によつて確認することが出来る。しかし松永蘭如の逸話や、「この題忌べきにや」といった見解は、『滑稽雑談』には見えていない。そこで『年浪草』（春之部卷之一・十七丁裏〜十八丁表）に眼を転じてみると、『滑稽雑談』からの引用が確認される他、この題を忌むべきであろうかという見解や蘭如の逸話も、恐らくはここから引用されたものであることが分かる。また、

地主祭（九日） 清水地主権現の祭にて、神輿午刻還幸也。その後獅舞田楽等舞了ると康富記に出たり。地主の古旅所は白山通り五條の北にあり。今石地藏の存する所これ也。祭の日、しはらく経書堂の前に神輿を置く。これ旅所を表する也。

〔雍州府志〕

地主の神は弘仁三年四月延鎮奏して田村將軍の靈を清水寺の鎮守とするよし、寺説也。神

社考に、大己貴の垂跡也といへり。

〔歳時記〕四月・六十九丁表

右の記述のうち、『雍州府志』と『神社考』からの引用、ならびに坂上田村麻呂に関する「寺説」は、『滑稽雑談』の中にも見出すことが出来るが、外記中原康富の日記『康富記』は、同書には引用されていない。そこで再び『年浪草』（夏之部卷之一・二十三丁裏）を参観してみると、『康富記』を含めて、『歳時記』に引用された文献の全てを、その中に確認することが出来る。

また『歳時記』四月の「山王祭」の項目（七十一丁表）は、『年浪草』夏之部卷之一（三十一丁裏）から「諸神

鎮座之記』『廿二社注式』『日吉鎮座記祭儀式』『日次紀事』<sup>9)</sup>などの記事を借用している他、ソク 龜文自ら「坂本祭二詣テ、且土地ノ古老へ尋」ねた内容さえもが、龜文の名を伏せて引用されている。

『栞草』の中で、『年浪草』からの引用を随所で明記している青藍は、『歳時記』の記述の多くが『年浪草』に依拠していることを見抜いていたに違いなく、恐らくは多くの先学も、この点に気付いていたものと思われる。しかし『歳時記』と『年浪草』との関係は、これまで充分に検討されてはいなかった。両者の依拠関係は、単に部分的なものに留まらず、四季の部全体に及ぶものだったのである。

『俳諧歳時記』に立項された季題・全三五一七項目を、逐一『年浪草』と対照して、試みに次頁のごとき統計を出してみた。割注形式で示された異名・関連語の類も一項目に数えた他、解説中で傍線を施された語に関しても、一項目として数えたものがある。なお、両書の間で月や季節の所属が異なるものや、項目名に関して表記や読みの異なるものも若干数存するが、煩瑣になるのでここでは同一項目として扱った。

もとより、区分における不徹底や誤謬等は避け得ないものと思うが、ある程度の傾向をうかがうには足るであろう。A・Bの本質的な変化を伴わない利用が合わせて二七五四項目、約四分の三に及んでいる。剽窃とさえ言われかねないほどに、『俳諧歳時記』の解説文は、『年浪草』からの所謂「孫引き」が大半を占めていると言えよう。それでは一体、雪碓と馬琴のいずれが、『年浪草』からの解説文の拝借を行なったのであろうか。この足掛かりもまた、『俳諧歳時記』の中に見出していかねばならぬであろう。

『俳諧歳時記』の中には、解説中に「雪碓曰く」と記されている項目が十一ある。しかしそれらは全て、『年浪草』に見える説であり、決して雪碓独自のものはあり得ない。一例を示せば、

ひめ始 ひめは火水なりとぞ。又内裡にて米をひめともいへは、米始といふ説あるよし雪碓いへり。(以下略)

〔「歳時記」一月・七丁表〕

ここで「雪碓いへり」として示された、ひめ始の語源を「米始」とする説は、『年浪草』春之部卷之上の「飛馬始」(三十丁裏)の項に見えるものなのである。他の場合も同様であり、問題はこの事実を馬琴が知っていたのか否かに存

〔「俳諧歳時記」四季の部 項目分類〕

	A	B	C	D	E	総数
春之部	五二六	三六〇	六〇	二七	九九	一〇七二
夏之部	三三三	三五一	五三	二七	八一	八三五
秋之部	三四六	四二四	九二	四六	一〇七	一〇一五
冬之部	一九五	二二九	五六	四六	六九	五九五
合計	一三九〇	一三六四	二六一	一四六	三五六	三五一七
%	四〇	三九	七	四	一〇	一〇〇

分類規準

- A …… 『年浪草』にも見出しうるが、解説・出典等が示されていない項目
- B …… 『年浪草』に見出すことが出来、解説・出典等も一致する項目
- C …… 『年浪草』に見出し得るが、解説・出典等が一部異なる項目
- D …… 『年浪草』に見出し得るが、解説・出典等が相違する項目
- E …… 『年浪草』に見出し得ない項目

するであろう。

もし万一、雪碇説が『年浪草』の記述をなぞつたに過ぎないことを、馬琴が充分承知していたのなら、右の如き記述は馬琴による意図的な雪碇賞揚であるということにならう。しかし專業の俳諧師でもない雪碇を、かくもあからさまに持ち上げたところで、馬琴にとって得る所は少なかったに違いない。成立事情を考えれば、むしろ長兄羅文をこそ賞揚すべきはずなのに、『歳時記』が羅文の所説を引いているのは、九月の「紅葉かつちる」(二百七丁裏)における、「家兄羅文云、かつちるは数々散るにや、(中略)かちかつ通じて搗散るにやといへり」という一箇所のみである(この説は『年浪草』には見出し得ない)。

むしろ馬琴は単純に『年浪草』の所説を、数箇所において雪碇説と読み誤つただけなのではあるまいか。だとすれば当然、吉岡雪碇が『年浪草』を参看していたことにならうし、「細字にて式百枚之紙頁」という『雪碇筆乘』の分量を考え合わせるならば、その大部分が『年浪草』からの引き写しであつたように思えて来る。もつともこれは、馬琴が『筆乘』を増補する過程で、『年浪草』を参観した可能性を全否定するものではない。むしろ当時における『年浪草』の流布状況を推し測る時、馬琴が同書を見ることなくして、『雪碇筆乘』を増補したと考える方が不自然であろう。それでもなお、右の如き記述が残つてしまつたのは、馬琴による『筆乘』と『年浪草』との対校が不徹底であつたためなのであろうか。この点に関しては目下のところ、想像の域に留まることを遺憾とする。

以上確認して来たように、馬琴の『歳時記』は、羅文の愛で羨んだ『雪碇筆乘』なる季寄せをもととして編まれたものであり、その編纂動機はひとえに亡兄の「遺志」に存した。してみれば、人事に詳しく動植物や気候に少ない解説のあり方を、安易に馬琴の個性と結びつけてきた、従来の『俳諧歳時記』に対する見解は、再検討を要するものであると

言えるであらう。

### 三、『雪碇筆乘』から『俳諧歳時記』へ

『近世物之本江戸作者部類』によれば、馬琴が『俳諧歳時記』の編集にとりかかったのは、寛政十二年のことであったという。<sup>(10)</sup>この年の夏、馬琴は住居を改築、もしくは新規に購入して、「著作堂」なる堂号も定めており、その生活がようやく安定してきたことをうかがわせている。更にこの年の八月は、羅文の三回忌にも当たっており、亡兄の遺志を果たすべく、季寄せの編纂に取り掛かるには、格好の時節であったと言い得るであらう。

引き続き、『雪碇筆乘』に馬琴が加えたものと思われる増補・改訂の実際を、逐一確認したいのではあるが、長文の引用が不可欠であるため、紙幅の都合上、ここではその概略を記すにとどめたい。

#### (一) 国学書と歌語辞典

『歳時記』の記述から、『年浪草』と共通する所説を除外してみると、特に目につくのが、いわゆる歌語・雅語の類である。当時の庶民にも、既に「古語」として意識されていた、これらの語彙の採取や解説の執筆に用いられた典故としては、『円珠庵雜記』や『河社』『和字正濫要略』などの契沖の著作と、その門人である水戸藩士・安藤為章の『年山紀聞』が目につく。右の四点は、いずれも『曲亭藏書目録』<sup>(11)</sup>に見出し得るものであり、馬琴が直接見ていたことは疑いを容れない。典拠を明示しないものを含めて、契沖説の引用は『歳時記』四季の部全体で二十五箇所、『年山紀聞』からの引用は十五箇所ほどを指摘し得る。

その他、契沖や為章の著述にも見出し難い雅語類の中には、草木や鳥獸の異名が少くない。事物の異名は、差合が

生じた折に用いられるものであり、『異名分類抄』（入江昌喜編 寛政五年刊）なる専著が編まれるほどに、俳諧においても無縁の知識ではなかった。この『異名分類抄』は網羅的であるが故に、『歳時記』と重なる部分も決して少なくはない。しかし、典拠などの細部に相違が見出されることもあり、『異名分類抄』を『歳時記』の典拠文献の一つに認定するには、ためらいを禁じ得ない。

俳書から歌書に目を転じると、尾崎雅嘉の編になる歌語辞書『和歌呉竹集』（寛政七年刊 十卷）を、『歳時記』における参考書の候補に挙げ得るだろう。同書はいろは順に歌語を配列して略解を示したもので、主だった言葉には証歌を掲げつつ説明を施している。『歳時記』の記載中、この『呉竹集』との間で共通する項目は六十に近い。もつとも、『歳時記』と『呉竹集』との記述が相違する箇所も皆無ではなく、例えば若竹の異名「夕玉草」と「河玉草」とに関しては、両者で出典が相違している。あるいはこれらの項においても『歳時記』と出典を同じくし、なおかつ豊富に異名を収める歌語辞典の類が存するのかも知れない。しかし項目名や解説のみならず、『歳時記』における引き歌についても、細部にわたる一致を見出し得る『呉竹集』を、典拠文献の有力候補と目している。

なおこの類の書に関しては、雪碓・馬琴いずれが参看したかについて、確証を欠いている。雪碓による参看の方が蓋然性が高いようにも思われるのだが、『年浪草』の場合と同様に、『曲亭藏書目録』に見出し得ないからと言って、馬琴が『呉竹集』、あるいはこれに類する書に目を通さなかったと断じてしてしまうのは性急であろう。遺憾ながら、この点は保留としておく。

## (二)『五雜組(狙)』

近世の文人にも幅広く読まれた、謝肇淪の随筆『五雜組(狙)』は、卷二「天部二」の前半において、ほぼ日を追っ

て中華の歳時を列記しており、この部分を中心として、『年浪草』の中に数多く引用されている。『俳諧歳時記』における『五雜組』からの引用は、四季の部全体で五十二項目に及ぶが、このうち『年浪草』を経由したと思しきものは十箇所に満たず、その大半は馬琴が直接原典に当たって、解説の一部として引用したものと思われる。

『曲亭藏書目録』に「五雜組翻刻前板 十二冊」とあることから、馬琴が文化五年の時点で和刻本の『五雜組』を所持していたことが確認出来るが、彼は早くに『五雜組』からの抜き書き本をも作成していた。この抄録の一部が、早大図書館蔵の『曲亭閑記』第三に収められており、自説を補いつつ該書を抄出した草稿の存在は、馬琴の『五雜組』に寄せた関心の深さをうかがうに足りる。

しかし一方で、「西瓜」(七月・一五八丁表)の項目のように、『書言字考節用集』(巻六・三十四丁裏)から孫引きしただとおぼしき項目もあり、引用のあり方は一様ではない。

### (三) 辞書類

前項でも触れたように、『歳時記』の中には『書言字考節用集』(榎島昭武編 享保二年刊)を参照した痕跡が数多く指摘し得る。特に四十数項目に及ぶ典故撰名名の一一致が顕著なあらわれであるが、他にも、項目名における『年浪草』の表記を『書言字考』に拠って改めたと思しき箇所も少なくない。その主だったものを挙げれば、「猪薊」(二月・三十九丁裏)、『年浪草』は「大薊」(一)、「叩頭虫」(七月・百五十七丁裏)、『年浪草』「稻舂」(一)、「繡眼児」(八月・百八十七丁表)、『年浪草』「眼白鳥」などである。また『年浪草』に見えない項目が、『書言字考』から新たに採集されている。共に月光の異名である「暉素」(出拠『文選註』)・「金波」(出拠『前漢書』)共に兼三秋物・一五九丁表)や、鰻の腹を指す「西施乳」の語(出典は『詩林廣記』)兼三冬物・二二四丁裏)などは、表記・出典ともに『書言字考』と一致す

る。

『曲亭藏書目錄』の「か部」冒頭に「合類節用抄 十冊」と見えるので、これを『書言字考』（題簽題「増補／合類大節用集」。十巻、多くは十三分冊）と見なしたのではあるが、右の記載からだけでは、これが『書言字考』に先行する『合類節用集』（延宝八年初版。八巻、多くは十分冊）であった可能性を否定し得ない。しかし後年の馬琴がいかに『書言字考』を活用しているかを考え合わせるならば、『歳時記』における同書の利用は、馬琴の所為と考えて大過ないであろう。

その他、『年浪草』には見えない『倭名類聚抄』からの引用が、『歳時記』の中には散見されるが、『曲亭藏書目錄』にも「和名類聚抄 合巻 五冊」と見えるので、同書の場合は馬琴が直接該書にあたった可能性が高い。

#### (四) 江戸の歳時

江戸座に属した崔下庵・菊岡沾涼（延宝八年・一六八〇～延享四年・一七四七）の編んだ『江戸砂子温故名蹟誌』（正編享保十七年刊）は、東都の代表的な地誌であり、『曲亭藏書目錄』にも、『江戸名所記』（浅井了意著・寛文二年刊）や『江戸惣鹿子』（不角撰・元禄二年初版）などと共に、「江戸砂子同続編 八冊／五冊」（二十五丁表）として、その名が見えている。正編が「八冊」とある所から、馬琴所持本は初版ではなく、明和九年（一七七二）に刊行された『再校江戸砂子』（恒足軒再校・冬涉訂正）であった。『歳時記』において、江戸歳時に関する解説の大半は、この『再校江戸砂子』（特にその正編）に拠っている。

東都の歳時は『年浪草』に見えないものが過半を占めるが、中には「梅若祭」（『歳時記』三月・五十二丁裏）や「浅草祭」（三月・五十四丁表）、「江戸山王祭」（六月・百十五丁裏）、「神田祭」（九月・百九十七丁表）などのように、両

者に共通する祭事も存しており、これらの解説では『年浪草』と『江戸砂子』の所説が併記されている。また一方で、『神田祭』における祭事の進行のように、『江戸砂子』とも趣を異にする記述も見受けられるが、馬琴自ら「江戸歳時」に取り囲まれて生活していたことでもあり、他の地誌によって補ったというよりは、自らの見聞によって独自に記したと考えても大過あるまい。

#### (五)『羈旅漫録』における見聞

ひとまず『歳時記』の編纂を終え、黄表紙などに同書の刊行予告を出した享和二年、馬琴は生涯唯一の大旅行である、上方遊歴の旅へ出掛けた。この旅行の途次、馬琴が名古屋で最初に訪れた永楽屋東四郎と、大坂において訪問した河内屋太助は、共に『俳諧歳時記』の出版に関与した本屋であった。<sup>(13)</sup> 当時は既に、『歳時記』出版準備の最中であったに違いなく、馬琴が両書肆に立ち寄ったのも、『歳時記』刊行の挨拶を兼ねたものと見て、まず間違いあるまい。この時の旅行記を『羈旅漫録』(三巻。以下適宜『漫録』と略称する)といい、そこから二十条を抜粋したのが享和四年(文化元年)刊行の『蓑笠雨談』(耕書堂刊。以下適宜『雨談』と略称する)であった。『蓑笠雨談』は、後摺本の『著作堂一夕話』(弘化五年)という題名で広く知られている。

東京大学総合図書館に蔵される、自筆本と思しき『羈旅漫録』の記載を、『蓑笠雨談』と比較するに、かなりの差異を指摘することが出来る。中でも、『津嶋祭』「三上山」等に関する両者の記述は、『歳時記』とも関連を見出し得て興味深い。

『雨談』巻一「津嶋祭并唐崎の古松」において、馬琴は「予往さきに俳諧歳時記をえらみしころは、いまだこの祭を見ず。ゆゑにその文粗略なり。よりてふた、びこ、に記す」と記している。『歳時記』六月の「津嶋祭」の項(一一四丁表)

の記述は、『年浪草』巻六（十一丁裏）の解説にほぼ做ったものであり、『雨談』の記事は、この『歳時記』の記載と『漫録』に記された実地見聞とを合わせたものであった。同じく『雨談』巻一の「三上鏡の両轡并百足山の評」は、『雨談』に記された馬琴の見聞を記した後に、『歳時記』の「本妙寺詣」の項（二月・二十八丁表）とほぼ同文で、近江三上山にまつわる秀郷伝説を紹介している。

実地を見聞することによって、『歳時記』の記述が粗略であったことを知り、新たに一文を草したという、『雨談』中の記述からすると、上方旅行の後では『歳時記』に改正の筆を加えられなかったかの如き印象を受ける。しかし実際には、『漫録』の旅で得た知見が反映されている記事を、『歳時記』に見出し得るのである。『歳時記』四月の「龍頭太」（六十二丁表）は、『羽倉家譜』なる典拠文献と解説とを掲げた上で、末尾に「先板の諸抄正字注訳なし。是予が秘蔵の説也」と記されている。この記事が、入木によって改められたものであったことは一目瞭然だが、『漫録』や『雨談』を見ると、これが京都で交流した橋本経亮から教示を受けたものであることが分かる。<sup>14</sup>『雨談』では「これ京に遊びし一つの得なり」とまで記しており、早速『歳時記』に取り入れたものであろう。『年浪草』（夏之部巻之一上・八丁表）を見るに、この詞には『和漢三才図会』による説明が記されており、表記は平仮名であった。恐らく改正前は、『歳時記』も『年浪草』と同様の記述であったものと思われる。

さらに大規模な改正を、「熱田祭」（六月）に見ることが出来る。一一五丁の表は、全面彫り直されたものと覚しく、他とは明らかに字様が異なる。同じ丁の裏は、前半は表と同じ字様だが、後半（「江戸山王祭」の項）はもとの版木を用いている。ここにも『年浪草』（巻六・十二丁裏）と同様の記述があつたのであろうが、実地を見聞して早急に改めたものと想像される。入木部分の末尾は、かなり文字が詰っているが、そこには「此香の物の事、子か著したる蓑笠

雨談に委くしるしたれば、爰に略す。熱田祭の事、前版諸抄誤り多し。能撰て季を定むべし」とある。

また、『歳時記』夏之部巻末の「富士の農男」・冬之部巻末の「長崎の柱餅」の二項も、旅行後に補われた記事であることが、入れ木の跡からも確認できるが、特に「富士の農男」については、『漫録』や『雨談』にも記載がある。

### おわりに

以上、曲亭馬琴の編著『俳諧歳時記』について、特にその成立事情を中心に概観してきた。馬琴はこの『俳諧歳時記』を編んだが故に、辛うじて俳諧史に名を残し得たわけであるが、その記述は『華実年浪草』を基として、そこに自分の興味ある事象を補うといった様相を呈していた。<sup>(15)</sup>

馬琴には『俳諧歳時記』刊行以後も、数点の俳書を公にする心積りが存したようである。『歳時記』の刊記において「近刻」と記されている「俳諧いろは韻」は、『采草』に類似した配列の季寄せであり、考証随筆『燕石雜志』（文化七年・河内屋太助他刊）の巻末広告に見える「俳諧人物志」は、馬琴と同じ吾山門下の竹内玄々の遺稿『俳家奇人談』（正編は文化十三年刊）との間で、何らかの関連が見出されるのかも知れない。しかし両書はいずれも刊行には至らず、馬琴が俳諧に対する見識をまとまった形で公にする機会は、以後二度と訪れなかった。

『俳諧歳時記』の編纂を終えると、馬琴の心は急速に俳諧から離れて行く。以後の馬琴は折に触れて句を詠むようなことはあっても、兄の友人たちと俳席を囲むような機会は、ほとんどなかったに違いない。特に吾山没後は長兄羅文ゆえに続けられていた観のある馬琴の俳諧は、兄の遺志を果たした所で大きくその意味合いを変えたと言えるであらう。

## 注

- (1) 高木元氏「廿日餘四十両／尽用而二分狂言」註釈及び解題（『江戸文学年誌』平成元年五月・ペリかん社）に、詳細な解説が備わる。
- (2) 馬琴はこの句について、文政元年十二月十八日付鈴木牧之宛書簡（『鈴木牧之全集』下巻所収 昭和五十八年七月・中央公論社）の中で、「此時は父在世の日にて、殊にほめられ候を覚居候」と記している。ところが同じ句について、寛政元年に編まれた馬琴の俳文集『罔両談』（『曲亭遺稿』所収 明治四十四年六月・国書刊行会）では、「傍なるもの、いしくも申けるかな、座頭のねむる俳諧也などひたすらほめられて、おさな心に只うれしとのみ思ひ侍りし」と記されており、褒めた主体が「傍なるもの」となっている。
- (3) 馬琴自筆本は、早稲田大学図書館蔵、翻刻は新版『続燕石十種』第二巻（昭和五十五年七月・中央公論社）に収められている。
- (4) 天理図書館の滝沢家寄託書。全九十七丁（最終丁は後表紙見返し）。雑誌「三田国文」第二十四・二十五号に翻刻を掲載予定。
- (5) ちなみに、『雪碓筆乘』の写本が馬琴の手に届けられたのは、馬琴の心積りよりも幾分早まって、暮れも押し詰まった十二月二十七日であったことが、『一件留』中の記事（九十四丁裏／九十五丁表）に見えている。
- (6) 『俳文学の考察』（昭和七年三月・明治書院）所収。
- (7) 『俳句講座』第九卷「研究」（昭和三十四年五月・明治書院）所収。
- (8) 大正六年、国書刊行会（昭和五十三年十二月、ゆまに書房から復刊）。
- (9) 『歳時記』は、『年浪草』經由で、『日次紀事』を多数引用するが、典拠を明示した箇所は見出し難く、この「山王祭」の項の中で『年浪草』を引用して、「紀事に七社唐さきより神馬にて陸地還幸といふは誤れり」（七十四丁表）と記されているのが、『日次』紀事」の名が明記された唯一の例である。
- (10) 以下木村三四吾氏の編になる影印本（昭和六十三年五月・八木書店）に拠り、該当箇所を示す。  
 「引用者注・寛政」十二年（割注・庚申）俳諧歳時記（割注・横本）二巻を編輯す。  
 尾州名護屋の書賈永楽屋東四郎、大坂の書賈河内屋太助と合刻也（割注・後に河太一箇の板となれり）」

(11) 原本は東洋文庫蔵。『近世書目集』（平成元年十月・日本古典文学会）に影印が収まる。文化五年時点での馬琴の蔵書状況を反映しているとされる。

(12) 早大図書館曲亭叢書六〇番。この書の性格に関しては、徳田武氏の教示を受けた。

(13) 注10参照。なお諸氏も指摘するように、両書肆が刊記に名を連ねた『俳諧歳時記』は見出し得ない。ちなみに、青森県立図書館（工藤文庫）に蔵された一本（国文学研究資料館のマイクロフィルムに拠る）の刊記は、永楽屋以下三都書肆連名のものであるが、河内屋太助の名前が印鑑によって後補されている。

(14) 享和二年七月十一日付馬琴宛経亮書簡（国会図書館蔵）の中に、『歳時記』等と同様の記述が見え、馬琴が直接に拠ったのはこの書簡であることが推察される。同書簡は、「国立国会図書館所蔵貴重書解題」第十二巻（昭和五十七年三月）六十九頁に翻刻されている。

(15) 本稿で考察を及ぼし得なかった、『俳諧歳時記』巻末「雑之部」や、同書の出版における問題、あるいは文化以降の馬琴と俳諧との関わりや『歳時記』と『采草』との相違等に関しては、別稿を期することとした。

〈付記〉

本稿は平成七年度近世文学会秋季大会（於ノートルダム聖心女子大学）における同題の発表をもとにしている。未筆ながら、資料の閲覧をご許可いただいた諸機関、ならびに御教示を賜った方々に厚く御礼申しあげる。